

お知らせ

「日本年金機構」が 2010年1月1日からスタート

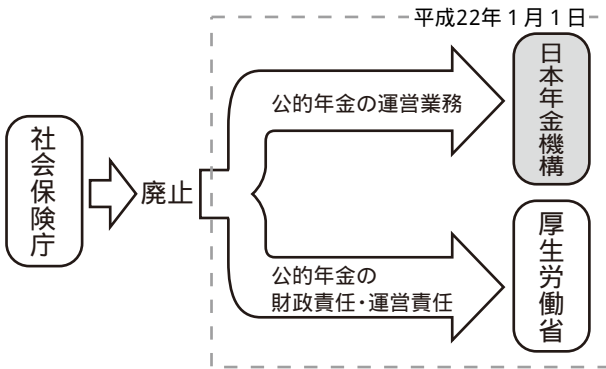
～ 社会保険庁が廃止され、
新たに「日本年金機構」がスタートします。～

国民の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在ある近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

問い合わせ先

半田年金事務所（仮称） ☎(21)2141



第24回 阿久比町風あげ大会



平成22年1月10日(日) 午後1時～
雨天の場合は、1月17日(日)に延期します
(草木、南部学区会場は、雨天中止です)

- 東部学区会場 宮津公民館西側
- 英比学区会場 英比小学校運動場
- 草木学区会場 (株)デンソー阿久比製作所グラウンド
- 南部学区会場 阿久比中学校西側多目的広場

- ・ 風をあげるときは、電線や周囲の状況に注意してください。
- ・ 会場までの行き帰りには、交通安全に注意してください。

問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111 (内262)

野焼き(屋外焼却)は 原則禁止です

野焼き(屋外での焼却)に対する苦情が数多く寄せられます。例えば「煙の臭いがつくので洗濯物や布団が干せない」「煙が部屋に入ってくるので窓が開けられない」「せき込んで息苦しい」「病人なのでつらい」などです。

野焼きは、農業などを営む上でのやむを得ない焼却、慣習宗教上行事での焼却など一部の例外を除き、平成13年4月1日から禁止されています。農業によるやむを得ない焼却など、禁止の例外となる焼却であっても、他人に迷惑を及ぼすような焼却は認められません。周囲に迷惑とならないようにすることが大前提です。

再資源化できるものは燃やさずに資源としてリサイクルに努めましょう。リサイクルできないものは廃棄物として、町が回収できる家庭ごみについては、指定日に指定場所へ出しましょう。

町で回収できないごみ・事業者から出るごみについては、処理業者で処理を依頼するなど適正に処理をしてください。

問い合わせ先

環境衛生課 ☎(48)1111 (内310・317)

12月16日から 愛知県の産業別(特定)最低賃金が改定されます

愛知県内の特定の産業に適用される7業種の産業別(特定)最低賃金が、平成21年12月16日から改正された金額となります。既に10月11日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金(時間額)は、次のとおりとなります。

最低賃金名	最低賃金額 (時間額)	発効日
(地域最低賃金)		
愛知県最低賃金	732円	平成21年10月11日
(産業別(特定)最低賃金)		
愛知県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業最低賃金	853円	平成21年12月16日
愛知県はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業最低賃金(従来の愛知県一般機械器具製造業最低賃金から名称変更しました)	831円	
愛知県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金(従来の愛知県電気機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業最低賃金から名称変更しました)	796円	
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金	837円	
愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機・光学機械器具・レンズ・時計・同部分品製造業最低賃金	785円	
愛知県各種商品小売業最低賃金	781円	
愛知県自動車(新車)小売業最低賃金	818円	

(注)従来の「愛知県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を分離して新設したものです。「自動車部分品・附属品小売業」の最低賃金は平成19年12月16日発効の時間額800円が据え置きになります。

問い合わせ先 半田労働基準監督署 ☎(21)1030

愛知労働局ホームページ (<http://www.aichi-rodo.go.jp/>)